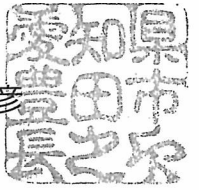


下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和8年5月12日

豊田市長 太田 稔彦



1 委託する業務

- (1) 業務名 とよたのさんそん生業創出支援事業業務委託
- (2) 業務の概要 足助地区・稲武地区において、起業希望者を対象とした実践型プログラム（連続講座の開催及び事業計画作成の支援）を実施する。
また、関係者へのニーズ調査等の結果を踏まえ、一次相談窓口の機能・役割を整理するとともに、地域の多様な主体が連携した伴走支援体制の構築に向けた調整を図る。
- (3) 履行期限 令和9年3月24日
- (4) 提案限度額 2,607,000円（消費税込み）

2 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者

- (1) 公告日において、令和8・9年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- (2) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係及び人的関係がない者であること（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）。
- (7) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。

令和3年4月以降に、官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として、1件あたり50万円以上の下記業務の履行実績を有するものであること。

過疎地域市町村（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律

第19号)第2条及び41条)及び過疎地域とみなされる区域のある市町村のうち、過疎地域とみなされる区域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第42条)、並びに過疎地域とみなされる市町村(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第3条)における生業創出支援業務

3 業務説明資料等の交付

- (1) 交付期間 令和8年5月12日(火)から令和8年5月25日(月)まで(土・日曜日及び祝日を除く。)
- (2) 交付場所 豊田市役所地域活躍部総合山村室(足助支所内)又は総合山村室ホームページからダウンロード

4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出期限 令和8年5月25日(月) 午後5時まで
- (2) 提出場所 豊田市役所地域活躍部総合山村室(足助支所内)
- (3) 提出方法 持参、郵送又はメール(提出期限必着)
- (4) 添付資料 参加資格要件(7)が確認できる書類(契約書の写し)

5 参加資格確認結果の通知

- (1) 通知期限 令和8年5月26日(火)まで
- (2) 通知方法 参加表明書提出者にメール又は郵送にて行う。

6 質問書の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和8年5月25日(月) 午後5時まで
- (2) 受付方法 持参、郵送又はメール(受付期限必着)
- (3) 回答 5月29日までに総合山村室ホームページ又は参加者にメールにて行う。

7 提案書等の提出書類

A4サイズ片面6枚以内(見積書及び積算内訳書を除く。)に下記内容を記載すること(提出部数は、紙媒体(両面印刷可)で正本1部・副本6部、電子媒体で正副各1部)。なお、副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと(表紙、目次及び本文を含むので注意すること。)

(1) 業務経歴

2(7)に記述した業務の実績一覧(元請に限る。)

(業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等)

(2) 業務担当体制

業務担当責任者及び業務担当者の経歴、2(7)に記述した業務の実績、現在の手持ち業務

(3) 業務実施方針

実施方針、業務体制、具体的実施方法、重点項目、課題及びその対応等

(4) 本業務への提案及び意見

- ア 連続講座（全6回程度）の方針及び内容
- イ 講座参加者の事業計画作成支援の方針及び内容
- ウ 関係者へのヒアリング及びニーズ調査の方針及び実施方法
- エ 一次相談窓口及び伴走支援体制に対する観点及び対応方針

(5) 工程計画

(6) 見積書及び積算内訳書（1部）

8 提案書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和8年6月8日（月） 午後5時まで
- (2) 提出場所 豊田市役所地域活躍部総合山村室（足助支所内）
- (3) 提出方法 紙媒体の提出方法は持参又は郵送とし、電子媒体（PDF等）の提出方法は電子メールとする。
- (4) その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参、郵送又はメールにより提出すること。

9 ヒアリング

- (1) 開催日時 令和8年6月15日（月） 午後1時15分から午後5時のうち指定する25分間（時間については後日連絡する。）
- (2) 開催場所 豊田市役所 足助支所 本館2階第2会議室
- (3) 備考
 - ア 説明10分以内（時間厳守）、質疑応答15分とする。
 - イ 出席者は3名以内とする。
 - ウ 説明は、提出資料により行うものとし、模型、パネル等の追加資料の持込みは認めない。
 - エ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介を行わないこと。

10 評価基準

- (1) 下記項目のうち、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。ア及びウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。
 - ア 業務経歴等（90点）【事務局評価】
 - (ア) 企業の業務実績（30点）
 - (イ) 業務担当責任者の業務実績・能力（30点）
 - (ウ) 業務担当者の業務実績・能力（30点）
 - イ 業務実施計画等（72点）×5人【選考委員評価】
 - (ア) 業務実施方針（16点）
 - (イ) 本業務についての提案・意見（48点）

(ウ) 工程計画 (4点)

(工) 取組意欲 (4点)

ウ 価格 (50点) 【事務局評価】

※評価点 (500点) = ア (業務経歴 (90点)) + イ (業務実施計画等 (72点) × 5人) + ウ (価格 (50点))

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

(2) 最高得点のものが同点の場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。

(3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は、最優秀提案者として選考しない。

(4) 選考は、以下の5名の委員により行う。

委員長	地域活躍部	専門監 (総合山村担当)	古澤 彰朗
委員	足助商工会	事務局長	久木田 辰雄
	稲武商工会	事務局長	松井 弘光
	地域活躍部	足助支所 支所長	杉浦 智文
	地域活躍部	稲武支所 支所長	吉澤 英俊

1.1 選考結果の通知及び契約

(1) 選考結果通知 (予定) 日 令和8年6月16日 (火)

選考結果通知後、最優秀提案者と仕様書の協議を開始する。

(2) 契約 (予定) 日 令和8年7月23日 (木)

プロポーザル後、契約の相手方として決定された者に、別途、契約課から見積書提出を依頼する予定である。

最優秀提案者との協議の進捗により、変更となる場合がある。

1.2 その他

(1) このプロポーザルに参加する費用の全ては、参加者の負担とする。

(2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 次に掲げる提案は無効とする。

ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案

イ 見積金額が提案限度額を超える提案

ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

エ 市が示した条件に違反した提案

オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(4) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない (本市から指示があった場合を除く。)

(5) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例 (平成10年条例第34号) の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

(6) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成

する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

- (7) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
- ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。
 - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき。
- (8) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (9) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。
- (10) 本契約の履行結果が優良な場合、本契約に直接関連する令和9年度生業創出支援業務について、本業務の契約の相手方と随意契約により締結することがある。なお、随意契約を行う際は、仕様書の内容を変更する場合がある。

【問合せ先（提出先）】

〒444-2424 愛知県豊田市足助町宮ノ後26-2
豊田市役所 地域活躍部 総合山村室 江崎、岩月
電話 0565-62-0610(直通) FAX 0565-62-0614
E-mail : sanson@city.toyota.aichi.jp